

理工学研究科特別研究学生の受入れに関する内規

令和7年4月1日制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、大分大学大学院理工学研究科特別研究学生（以下「特別研究学生」という。）の受入れに関して必要な事項を定める。

(協 議)

第2条 他の大学院との受入れに関する協議は、次の各号に掲げる事項について研究科長が行う。

- (1) 研究題目
- (2) 研究期間
- (3) 授業料等費用の取扱い
- (4) その他必要な事項

(受入れの決定)

第3条 特別研究学生の受入れは、博士前期課程にあつては教務委員会と博士後期課程にあつては研究指導委員会と研究指導の委託を受けた指導教員との協議に基づき、研究科委員会の議を経て行う。

(受入れの時期)

第4条 特別研究学生の受入れの時期は、原則として学期始めとする。

(受入期間)

第5条 特別研究学生の受入期間は1年以内とする。ただし博士後期課程にあつては、研究上の必要により期間の延長を願い出たときは、当該大学院との協議により研究科委員会の議を経て、更に1年以内に限り延長を許可することができる。

(特別研究学生証)

第6条 特別研究学生には、所定の学生証を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第7条 特別研究学生に係る検定料、入学料及び授業料については、大分大学授業料その他の費用に関する規程による。

(研究指導終了報告書の提出)

第8条 指導教員は、研究指導が終了したときは、「研究指導終了報告書」(様式1)により研究科長に報告するものとする。

2 研究科長は、前項の報告に基づき、「研究指導報告書」(様式2)を当該学生が所属する大学院の研究科長に送付するものとする。

(受入れの取消し)

第9条 特別研究生が受入れ期間中に本学の諸規則に違反した場合には、研究科委員会の議を経て、当該学生の所属する大学院と協議の上、受入れを取消することがある。

附 記

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

(様式1)

令和 年 月 日

研 究 指 導 終 了 報 告 書

大分大学大学院理工学研究科長 殿

研究指導教員氏名 印

下記のとおり研究指導を終了しましたので、報告します。

記

氏 名	
研究指導期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
研究題目	
研究指導内容の要旨	

(様式2)

令和 年 月 日

殿

大分大学大学院理工学研究科長

下記のとおり本研究科において研究指導を終了しましたので、報告します。

記

氏 名	
研究指導期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
研究題目	
研究指導内容の要旨	